

平成 25 年度 事業選定方針及びプロセスについて

平成 25 年 9 月 30 日
内閣府公共サービス改革推進室

- 1 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）の官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）の対象となる公共サービスは、法第 7 条に基づき閣議決定される公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）において定めることとされている。
- 2 平成 25 年度の法に基づく入札の対象となる公共サービスの選定（以下「事業選定」という。）作業は、来年 6 月頃（予定）の基本方針の改定（閣議決定）に向けて、国の行政機関等からの対象事業の候補の自主的選定（本年 8 月末締切）に引き続き、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が了承した本方針及びプロセスに基づき調査を開始し、年明け以降、監理委員会（公共サービス改革小委員会の各分科会を含む。以下同じ。）においてヒアリング等の審議を行う予定である。
- 3 本方針及びプロセスは、国の行政機関等に対し、事業選定の作業を行うに当たっての方針を下記により明らかにするものである。

記

1 基本的な考え方

- (1) 厳しい財政事情により公共サービスの無駄の徹底的削減が求められる中、法に基づく入札を導入することは、民間事業者の創意工夫が発揮されることにより、質の維持向上及び経費の削減に資するとともに、透明性、公正性又は競争性の確保の有効な手段となるものである。
- (2) 昨年度の事業選定においては、①「政府系公益法人の見直し」（平成 23 年 7 月 12 日内閣府公表）に係る取組と連携して、政府系公益法人が継続受注している事業について、透明性、公正性又は競争性を高めるため、法に基づく入札の導入を求めたこと、②平成 23 年度に各府省等に通知した「改革を促し、24 年度以降ヒアリング予定の事業」に掲げられた事業について、改善状況を確認した結果、自らの努力だけでは一者応札等が改善されないと判断した事業及び民間事業者の創意工夫により質の維持向上及び経費の削減が見込まれるものについて、法に基づく入札の導入を求めたこと、③行政事業レビューシートにおいて一者応札等が明らかになった事業について、法に基づく入札の導入を求めしたことなどにより、合計 35 事業（82.4 億円）が新たに本年 6 月の基本方針の改定により選定された（平成 24 年（93 事業）及び同 22 年（44 事業）に次ぐ多数の選定）。

- (3) 今年度の事業選定においても引き続き、行政事業レビュー、独立行政法人及び公益法人改革等の各種取組と連携するなどして随意契約や一者応札、継続受注など競争性に問題のある事業の入札・契約の改善を図り、公共サービスの適切な民間委託を実現・監視するツールとして、法に基づく取組を活用することが必要である。
- (4) このような問題のある事業については、事業選定から事業の評価までのプロセスにおいて、監理委員会が関与することを通じ、民間事業者の参入を促進し、質の維持向上及び経費の削減を図ることで、受益者であると同時にコスト負担者でもある国民の立場から事業の競争性の見直しを実現することが重要である。
- (5) 加えて、法の対象機関である特殊法人に対して、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせるという設立趣旨を踏まえつつ、これまでの法に基づく入札の結果、国又は独立行政法人で一定程度の効果が確認された事業分野について、自主的な改善を求めることとする。
- (6) 上記(1)～(5)及び基本方針(別紙参照)を踏まえ、平成25年度の事業選定の作業は昨年度同様、監理委員会と連携しつつ、対象事業を積極的に拡大していくこととする。

2 事業選定の取組方針とスケジュール

別図のとおりとする。なお、選定に当たっては以下の点に留意することとする。

(1) 監理委員会の関与

事業選定プロセスの外部性・公開性の確保及び監理委員会の関与を強化するため、事業選定は、外部有識者から構成される監理委員会における公開ヒアリングを中心に行うものとする。内閣府は国の行政機関等から提出された調書を監理委員会の各分科会に報告し、監理委員会の各分科会において公開ヒアリングの対象となる公共サービスの候補を選定し、監理委員会へ報告するものとする。

また、事業選定に係る監理委員会の審議において、国の行政機関等が法に基づく入札を導入しない理由に合理性が認められない場合、監理委員会による意見・提言の公表や法第38条の監理委員会による勧告権が発動されることも念頭に置くものとする。

(2) 民間提案の活用

公開ヒアリングを実施する公共サービスの選定に当たっては、法第7条に基づく意見募集において、民間事業者から提出された民間参入等の意見を十分反映するものとする。

(3) 事業選定作業が複数年度にまたがる場合

事業選定において対象候補が多数となり、今年度の事業選定においては、すべての事業を取り扱うことが困難となることも想定される。このような場合については、今年度の事業選定にとどまらず、来年度以降も含めて事業選定を引き続き検討するものとする。

3 事業選定の対象

(1) 今年度の事業選定の方針

基本方針（平成25年6月閣議決定）第2章第2節1（3）において、以下のとおりとされている。

- ① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス。
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。
- ③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。
- ④ 官民競争入札の対象については、事務又は事業の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない公共サービスのうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの。
- ⑤ 内閣府特命担当大臣資料（第55回監理委員会）に基づいて選定した対象公共サービスについての範囲拡大。
- ⑥ 関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス。

(2) 具体的対象事業等

上記を踏まえ、選定の対象として検討を行うこととした事業等は、現時点では以下のとおりである（今後、追加・見直しの可能性がある。）。

対象事業等	方針		関連する選定の重点方針 (上記①の番号に対応) 担当分科会名
I 昨年度改善を要請し、平成25年度以降ヒアリング対象候補となった事業 (183事業)	<p>「公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施等について」(平成24年12月19日付け事務連絡)により、各府省等に対して通知した「競争性に問題があるため改善を要請する事業等(平成25年度以降のヒアリング対象事業)」について、透明性、公正性又は競争性を高めるために各府省等が講じた改善措置の実施状況等のフォローアップを実施し、その結果を踏まえ、ヒアリングを実施。</p> <p>ヒアリング対象事業の選定については、以下に該当する事業のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 改善措置(一般競争入札(総合評価落札方式)の導入、入札スケジュールの改善、入札参加資格、評価項目・配点等の見直し、情報開示の改善、契約年数の複数年化等)を講じていない事業 b) 改善措置を講じたものの、一者応札、継続受注等の改善が見られない事業又は競争導入による落札率の低下等が確認されない事業 等 	①、②、 ③、⑤	すべての分科会
II 特殊法人が実施する事業	<p>法の対象となる特殊法人の役務契約に関して、契約金額が30,000千円以上、かつ、継続的に発注を行っているもののうち、法に基づく入札の導入による効果として、民間事業者の創意工夫による公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が確認されている</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 施設管理・運営、 b) 情報システム、c) 試験、d) 研修・訓練及びe) 窓口・相談に係る業務について、契約状況を確認し、競争性等の改善が見込まれるものについて、各特殊法人に対して改善を要請。 	①、②、③	施設・研修等分科会

III 競争性等の改善が求められる事業	III- I 独立行政法人の契約・取組	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月閣議決定)」Ⅲ. ②に基づき各独法のウェブサイトで公表されている契約(独法OBが再就職しており、独法との取引割合が総売上高の1／3以上を占めていること)等について、過去3年間に一回以上「一者応札・応募」となっているものを精査・確認し、民間競争入札の導入により、競争性等の改善が見込まれるものについて、ヒアリングを実施。改善を要請する事業等については、次年度以降、ヒアリングを実施。	②、③	施設・研修等分科会
	III- II 行政事業レビューにおいて問題等を指摘されたもの	a)公開プロセスの結果、競争性等に問題があると指摘された事業並びに b)行政事業レビューシートの「外部有識者の所見」及び「行政事業レビュー推進チームの所見」において、競争性等の改善に関する記述がある事業を精査・確認し、民間競争入札の導入により、競争性等の改善が見込まれるものについて、ヒアリングを実施。改善を要請する事業等については、次年度以降、ヒアリングを実施。	②、③、⑥	すべての分科会
IV 業務フロー・コスト分析の対象事業		公共サービスのうち、業務フロー・コスト分析の結果、改善が見込まれるものを対象とし、以下の観点から選定する。各府省等が業務フロー・コスト分析を実施した結果を踏まえ検討した改善措置の方針等については、次年度以降、ヒアリングを実施。 a) 実施要項、評価等において、業務フロー・コスト分析の実施が明記されている事業 b) 基本方針別表記載の事業のうち、国の行政機関等が現在事業を実施しており、かつ、法に基づく入札の実施について課題が存在する事業 c) 過去に監理委員会のヒアリング対象となった事業 d) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「コスト分析等を実施し、民間委託等を検討する」旨の指摘があった事業 e) 各行政機関等において、独立行政法人改革等の観点から、業務改善、アウトソーシング等が検討された事業 等	④、⑤、⑥	施設・研修等分科会
V 報道等において競争性が指摘された事業等		新聞報道、TVニュース等において、競争性に問題があること等が指摘された事業について、ヒアリングを実施。	⑥	すべての分科会

VI 民間提案	<p>法第7条第3項、5項及び9項において、民間事業者や地方公共団体から、法に基づく入札の対象とすべき業務等に関する意見を聴取する旨、定められているところ。</p> <p>同条に基づき意見等があった場合は、意見等に対する関係府省等の回答について、監理委員会での審議等を踏まえてヒアリングを実施。</p>	—	すべての分科会
VII その他	<p>上記以外で、法に基づく入札を実施し、契約の複数年度化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービスや事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービスについては、ヒアリングを実施。</p>	①、②	すべての分科会

4 平成25年度の事業選定に当たっての規模の目安等

事業選定の規模については、これまでに法の対象として選定された事業の契約期間及び規模の実績を勘案し、契約額が3年間で1億円以上のものを原則とする。ただし、必要に応じ、契約額が1年間で1千万円以上のものも選定する場合がある。

5 選定された事業の基本方針別表への反映について

選定された事業について、法に基づく入札の円滑な実施に資するよう、各府省等は、事業選定後、速やかに、法に基づく入札の導入に当たっての課題及びその対応方針を整理し、公共サービス改革推進室に提出するものとする。

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第1条）及び基本理念（第3条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革（以下「公共サービスの改革」という。）を取り組むものとする。

1 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、国民の視点に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度は見直す。

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務又は事業の内容及び性質に応じた以下の措置を講ずる。

- ① 法第3条第2項の規定を踏まえて、官の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止する等の措置を講ずる。
- ② 必要性があるとしても、官自らが実施することが必要不可欠であるかについて検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）を実施する等の必要な措置を講ずる。
- ③ 既に民間委託が行われている業務であっても、法に基づく入札又は廃止等の対象から除外されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入等により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合には、法に基づく入札を実施する等の必要な措置を講ずる。

国の行政機関等は、基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間事業者の創意と工夫を活かす観点から、提出される民間事業者の意見又は国民の意思等を十分踏まえ、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）による審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第7条第8項の規定により、法に基づく入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）については、その実施期間の終了にあわせて、当該対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「事業の評価」という。）を行った上で、当該対象公共サービスの事後の実施の在り方等を見直すこととしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、事業の評価につ

いても的確に実施する。

2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一
体の業務を選定して法に基づく入札に付することにより、対象公共サービスの質の維持向
上及び経費の削減を図ることが求められている。

このため、対象公共サービスを選定するに当たっては、まず、本章第1節1に記載した
公共サービスの不断の見直しの過程において、事務又は事業を官自らが実施することが必
要不可欠であるか否かを検討する。その上で、民間事業者に委ねることができると判断さ
れた業務のみならず、既に民間委託が行われている業務であっても、透明かつ公正な競争
の導入又は業務の包括化、複数年化等の改善が必要と判断された場合には、法に基づく入
札を実施することについて積極的に検討する。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施
要項（以下「実施要項」という。）においては、当該対象公共サービスの従来の実施にお
ける達成水準の程度やそれに要した経費について可能な限り明らかにする必要がある。

さらに、当該対象公共サービスの確保されるべき質としての達成目標を明確にし、事業
の評価の際に、事後的な達成水準との比較や費用対効果の検証が可能となるよう十分に留
意した上で、実施要項等の内容を検討する必要がある。その際、契約に定められた達成目
標を著しく下回った民間事業者に対しては、入札参加資格等に反映させることで、安値落
札の弊害を抑止する。

3 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

国の行政機関等は、法に基づく入札の結果、民間事業者に実施が委託された対象公共サ
ービスに関しても最終的にその適正かつ確実な実施に責任を負うことを認識し、法第4条
第1項の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、
法及び当該民間事業者との契約に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

他方、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、法第6条の規定を踏まえ、
当該対象公共サービスの公共性を認識の上、国民の信頼が確保されるよう、法令を遵守す
ることはもとより、その実施に関して責任を持って取り組むことが求められる。

（中略）

第2節 公共サービスの改革に関し政府が講すべき措置

1 対象公共サービスの選定

(中略)

(2) 対象公共サービスの選定の基本的な考え方

限られた財源の中で国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、本章第1節①から③の考え方に基づき、事務又は事業の内容及び性質に応じて対象公共サービスの選定を行うこととする。

具体的には、以下の①から⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

① 事務又は事業の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。

② 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。

③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施してきた入札手続に比し、より厳格な透明性及び

公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の審議等）により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。

④ 民間事業者が当該業務を実施する場合、当該業務の公共性に鑑み、従来から民間委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等（法第26条の規定に基づく報告の徴収等及び法第27条の規定に基づく国の行政機関等の長等の指示等）を行うことが必要であるか否か。

⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

民間委託により業務を実施する際には、国の行政機関等の長等は、当該業務の内容に応じて、上記の①から④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

(以下略)

平成25年度 具体的な事業選定方針

事業選定の方針（公共サービス改革基本方針）
〔平成25年6月14日閣議決定〕

具体的な事業選定方針

- ① (公共サービス改革)法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス。
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。
- ③ 国の行政機関等の関与(国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等)を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの。

I 昨年度改善を要請し、平成25年度以降ヒアリング対象候補となった事業(183事業)

平成25年度以降ヒアリング対象とした183事業について、透明性、公正性又は競争性を高めるため各府省等が講じた改善措置の実施状況等のフォローアップを実施し、その結果を踏まえ、ヒアリングを実施。ヒアリング対象事業の選定については、以下に該当する事業のうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものとする。

- a) 改善措置を講じていない事業
- b) 改善措置を講じたものの、一者志向、継続受注等の改善が見込まれない事業又は競争導入による落札率の低下等が確認された事業 等

II 特殊法人が実施する事業

法の対象となる特殊法人の役務契約に関して、契約金額が30,000千円以上、かつ、継続的に登録を行っているもののうち、法に基づく入札の導入による効果として、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が確認されているa)施設管理・運営、b)情報システム、c)試験、d)研修・訓練及びe)窓口・相談に係る業務について、契約状況を確認し、競争性等の改善が見込まれるものについて、各特殊法人に対して改善を要請。

III 競争性等の改善が求められる事業

III-1 独立行政法人の要約・取組
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月閣議決定)」Ⅲ.3 ②に基づき各独立行政法人で公表されている契約(供給)の取引制約(3年以上)を占めていること等について、過去3年間に亘り「一者志向、競争性等の改善が見込まれるものについて、ヒアリングを実施。改善を要請する事業については、次年度以降ヒアリングを実施。

III-2 行政事業ビューコードにおいて問題等を指摘されたもの

a) 公開プロセスの結果、競争性等の問題があると指摘された事業及び b) 行政事業レビューシートの外部有識者の所見、「行政事業ビューコード推進チームの所見」において、競争性等の改善に関する課題が見込まれるものについてヒアリングを実施。改善を要請する事業等については、次年度以降ヒアリングを実施。

IV 業務フロー・コスト分析の対象事業

各府省等が業務フロー・コスト分析を実施した改善措置の方針等について、以下の観点から選定する。
a) 基本方針別表記載の事業、b) 評価要項、評価等における問題が明記されている事業、c) 過去に監理委員会のヒアリング対象となつた事業、d) 経済政策評価・独立行政法人評議会等の分析等を実施し、民間委託等を検討する旨の指摘があつた事業、e) 各行政機関等において、独立行政法人改革等の観点から、業務改善、アウトソーシング等が検討された事業 等

- ⑤ 内閣府特命担当大臣資料(第55回監理委員会)に基づいて選定した対象公共サービスについての範囲拡大。
- ⑥ 關係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス。

V 報道等において競争性が指摘された事業等

新聞報道、TVニュース等において、競争性に問題があること等が指摘された事業についてヒアリングを実施。

原則として平成26年度以降の事業選定に反映

平成25年度 事業選定プロセス

連携、民間等

監理委員会、内閣府公共サービス改革推進室

平成25年6月14日

公共サービス改革基本方針（閣議決定）

8月1日 監理委員会 事業選定方針要素提示
9月12日 施設・研修等分科会、公物管理等分科会
※ 具体的な選定方針を審議

9月30日

監理委員会（選定方針の決定）

競争性に問題のある事業の公表
ヒアリング対象の選定
業務フロー・コスト分析対象の選定

12月上旬頃

監理委員会（分科会）
ヒアリング

改善を要請
ヒアリング通知
結果の整理

11月上旬頃締切

選定方針に基づく検討
(導入可否の調書提出)

自主的な改善を実施

平成26年1月下旬～3月

監理委員会（分科会）
ヒアリング

ヒアリングの準備
(導入可能か再検討)

3月頃

*選定がない場合
監理委員会（勧告）
ヒアリング

4月

*選定がない場合
監理委員会（再ヒアリング）
ヒアリング

6月以降

監理委員会における審議
公共サービス改革基本方針・別表（閣議決定）

各府省、独法等

公共サービス改革法7条に基づく民間事業者からの情報公表要請
公表等を踏まえた民間参入等の意見募集
(10月～11月)